

【試算例】借入額**2,500万円**(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.35%※の場合
 ※平成30年4月において借入期間が21年以上35年以下、融資率9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型なら【フラット35】より総返済額が**約32万円お得!**

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用なら
 【フラット35】より総返済額が**約64万円お得!**

	【フラット35】	【フラット35】地域活性化型		【フラット35】地域活性化型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用	
借入金利	全期間 年1.35%	当初5年間 年1.10%	6年目以降 年1.35%	当初5年間 年0.85%	6年目以降 年1.35%
毎月の返済額	全期間 74,722円	当初5年間 71,742円	6年目以降 74,318円	当初5年間 68,837円	6年目以降 73,904円
総返済額	31,383,228円	31,059,047円		30,735,632円	
【フラット35】との比較(総返済額)	—	▲324,181円		▲647,596円	

取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (注)上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、火災保険料等は含まれず、別途お客さま負担となります。また、試算結果の数値は概算です。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅及びその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型、【フラット35】S及び【フラット35】リノベは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

南幌町 子育て世代住宅建築助成金で 住宅を取得される方は、 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型がご利用いただけます。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型とは、
南幌町と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する子育て世代住宅建築助成金とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引下げる制度です。



平成**31年3月31日**までの申込受付分に適用(※)
事前に子育て世代住宅建築助成金の申請が必要です。

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】子育て支援型 【フラット35】地域活性化型	当初 5年間	【フラット35】の借入金利から 年 ▲0.25%

(※) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。また、補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

(注1) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。

(注2) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。

(注3) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は【フラット35】S等と併用することができます(中面をご覧ください。)

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくための要件については、中面をご覧ください。

助成金に関するお問い合わせ

本制度に関するお問い合わせ先



北海道空知郡
南幌町

助成金の詳細は南幌町ホームページで確認できます。

南幌町 いな暮らしナビ

まちづくり課

011-378-2121

開庁時間：8:30~17:00(土、日、祝日、年末年始を除きます。)



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

www.flat35.com <【フラット35】サイト>

または

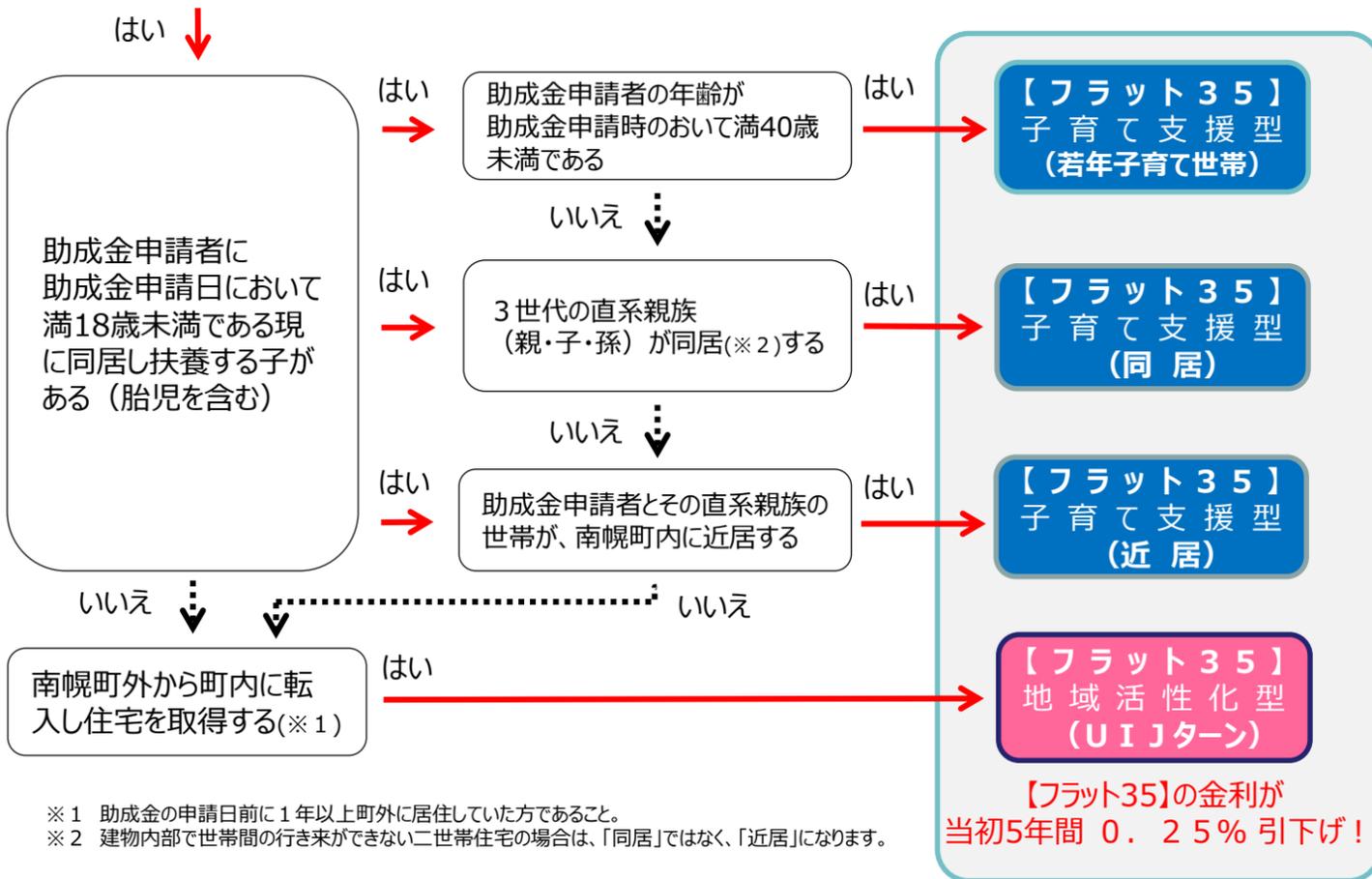
北海道支店 地域営業グループ

011-261-8306

営業時間：9:00~17:00(土、日、祝日、年末年始を除きます。)

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 利用対象確認フローチャート

南幌町子育て世代住宅建築助成金の申請要件を満たす



※1 助成金の申請日前に1年以上町外に居住していた方であること。
 ※2 建物内部で世帯間の行き来ができない二世帯住宅の場合は、「同居」ではなく、「近居」になります。

【フラット35】の金利が
 当初5年間 0.25% 引下げ!

南幌町子育て世代住宅建築助成金の概要

- 南幌町では、子育て世代のマイホームづくりを応援するため、「南幌町子育て世代住宅建築助成事業」を行っています。
- 助成対象となる方は、中学生以下のお子様がいる世帯または夫婦ともに年齢が40歳未満の世帯で、転入者は最大200万円、すでに南幌町民の方は最大100万円、住宅建築費が助成されます。

○対象となる住宅の要件

- ・住宅部分の床面積が50㎡以上の新築住宅
- ・自己の居住用の住宅で、台所・便所・浴室及び居室を有すること
 (別荘など一時的に使用するもの及び賃貸住宅は除きます) ※その他、助成を受けるための要件があります。

○助成金額

区分		助成額
転入者	みどり野団地限定区画 (南幌町美園4丁目)	200万円
	限定区画以外のみどり野団地	100万円
	上記以外	50万円
既町民	みどり野団地限定区画 (南幌町美園4丁目)	100万円
	限定区画以外のみどり野団地	50万円
	上記以外	25万円

※転入者とは、転入日前に1年以上南幌町外に居住していた方のことをいいます。
 ※みどり野団地とは、北海道住宅供給公社が保有する分譲宅地をいいます。
 ※みどり野団地の分譲地を購入する場合は、定価から50%割引となります。

○事業期間

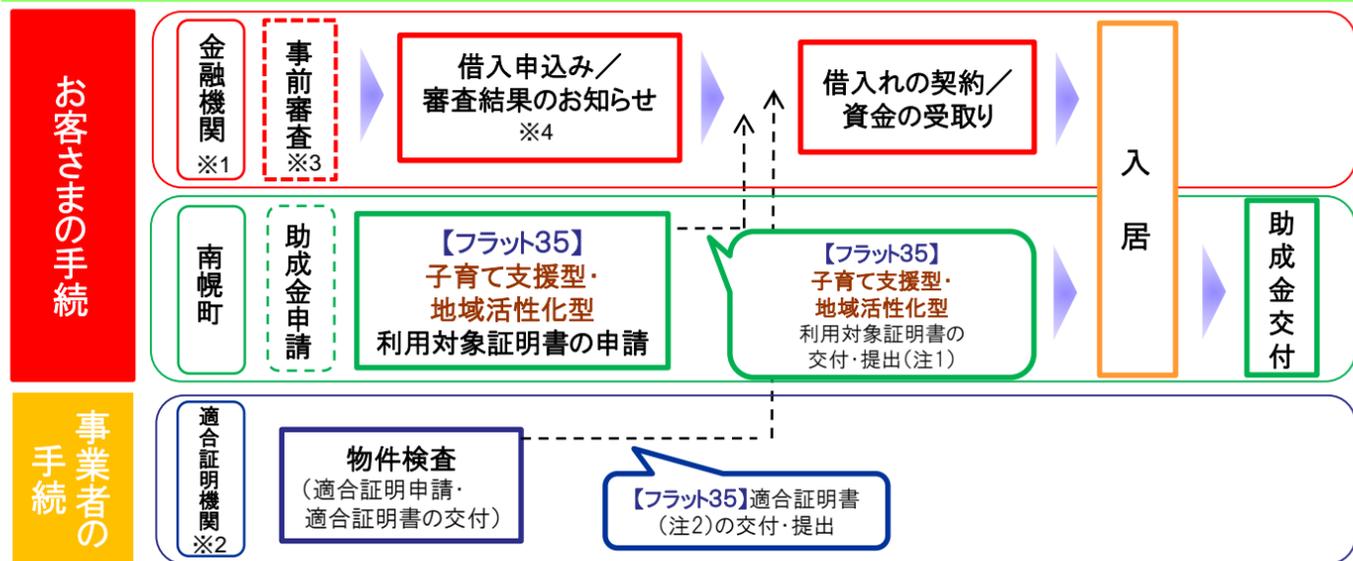
平成28年度から平成32年度まで (※各年度の事業予算額に達した時点で受付は終了となります。)

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 をご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 をご利用いただくためには、南幌町に助成金申請した上で、「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書(※)」の交付を受ける必要があります。

(※) 「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、南幌町又は機構北海道支店へご確認ください。
 (注1) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。
 (注2) 本制度の効果および有効性を検証し、次年度の事業要件に反映させていくことを目的として、お客さまへのアンケート調査を実施します。ご協力をお願いします。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 の利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。
 (※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。
 (※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。
 (※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込み後の正式な審査結果を約束するものではありません。
 (※4) 借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

【フラット35】S との併用について

金利引下げの組み合わせ	金利引下げの期間及び幅
【フラット35】子育て支援型 または 【フラット35】地域活性化型 × 【フラット35】S (金利Aプラン)	当初5年間 年 ▲ 0.5% 6年目から10年目まで 年 ▲ 0.25%
【フラット35】子育て支援型 または 【フラット35】地域活性化型 × 【フラット35】S (金利Bプラン)	当初5年間 年 ▲ 0.5%

(注) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の要件(中面参照)に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。
 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。